

市民に情報を公開し、公正・透明で開かれた市政を推進します

情報公開制度は、市が保有する情報を市民に公開し、共有することで、市民の市政への積極的な参加を進め、公正で透明な市政の推進を図る制度です。市報毎月15日号のCIMコラムで、特に知っていただきたい情報を分かりやすく掲載しているほか、市政に関わる情報は、市政資料コーナーをはじめ、市報・ホームページ・各課窓口などで提供を行っています。窓口などで提供されていない行政文書についても、閲覧や複写を求める権利は保障されており、市民からの請求に応じて、個人のプライバシーに最大限配慮したうえで、原則として開示を行っています。

毎月15日号の市報に掲載



CIM=Civil Information Minimum
(これだけは知っておきたい市民の情報)

市報では毎月15日号に身近な題材の中から、市民の皆さんに知ってほしい情報を、市民ライターが分かりやすくお伝えするCIMコラムを掲載しています。平成4年から続いている市ならではの取り組みです。市報バックナンバーは市政資料コーナーで閲覧でき、市ホームページにも掲載しています。

■平成29年4月～30年3月のコラム一覧

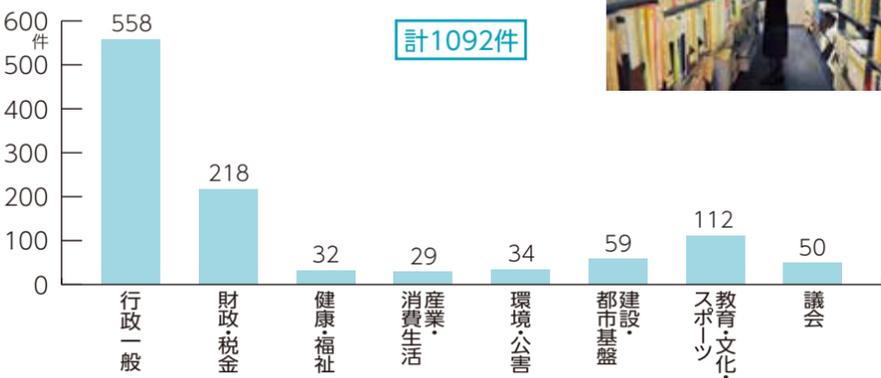
カテゴリー	記事タイトル	掲載日
(健康・福祉)	地域のかでえ合う介護予防テンミリオンハウス	3/15号
(子ども・教育)	学校の課題の解決と街づくり地域コーディネーター	6/15号
	子育てに寄り添ってくれる心強い味方です～保育コンシェルジュ	10/15号
	情報モラル教育の現状と課題	12/15号
(文化・市民生活)	オリンピック・パラリンピックに向けてさまざまな取り組みが始まっています	4/15号
	武蔵野市国際オルガンコンクールと市民文化会館リニューアルについて	8/15号
	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の紹介	9/15号
	地域と行政の橋渡し役「防災推進員」を知っていますか？	1/15号
(緑・環境)	新しいクリーンセンターでゴミ処理の様子を見学しませんか	7/15号
(都市基盤)	空き家対策について	2/15号
(行・財政)	市の「公共施設等総合管理計画」について	5/15号
	市税のペイジー(Pay-easy)納付について	11/15号

市政資料コーナー(市役所西棟7階)

市政資料コーナーでは、市の刊行物、報告書をはじめ、法規、辞典、官報など各種の資料を自由に閲覧できます。コピー(A3まで白黒1枚10円・カラー1枚30円)や備え付けのパソコンによる行政情報のインターネット検索ができ、有償刊行物の販売や資料の頒布なども行っていますので、気軽にご利用ください。なお、市政資料の目録(平成20～30年度)は市ホームページの「市政資料」に掲載しています。



平成29年度の利用実績(利用分野が判別できた件数)



●有償刊行物

有償刊行物一覧は、「わたしの便利帳平成30年・31年版」123・124頁に掲載。また、市ホームページの「有償刊行物」で内容を随時更新して掲載しています。平成29年度の販売および刊行の状況

刊行物名	価格(円)	販売数(部)	発行年月
武蔵野市全図(武蔵野マップ)(1/7000)	100	315	平成29年7月更新
市勢統計	250	4	12月(毎年刊行)
一般会計特別会計予算・予算説明書	600	3	2月(毎年刊行)
歳入歳出決算書・決算事項別明細書	400	2	11月(毎年刊行)
武蔵野市報(市報むさしの)縮刷版(No.20)(*)	2700	-	平成29年3月
武蔵野都市計画図(1/6000)	800	80	平成29年1月更新
武蔵野市地域生活環境指標	1000	7	平成26年8月
玉川上水を歩く	100	12	平成17年3月
市民版「武蔵野」(国木田独歩著)	600	7	昭和40年6月
子ども武蔵野市史	500	16	平成22年3月
その他		19	
計		465	

(*)平成29年度、新たに販売を始めた刊行物

請求から開示までの流れ

市政資料コーナーになく、各課で公表されていない行政文書の開示を希望するときは、市民活動推進課情報公開担当にご相談ください

1 情報公開担当に開示請求書を提出

自分の情報(自己情報)についての開示には、運転免許証などによる本人確認が必要です

非開示

開示が認められないことがあります

開示が認められない理由を文書でお知らせします

希望する行政文書の全部または一部について、実施機関により開示が認められたとき

2 開示される範囲の内容を閲覧

写しの交付や郵送を希望するときは、実費の支払いが必要です

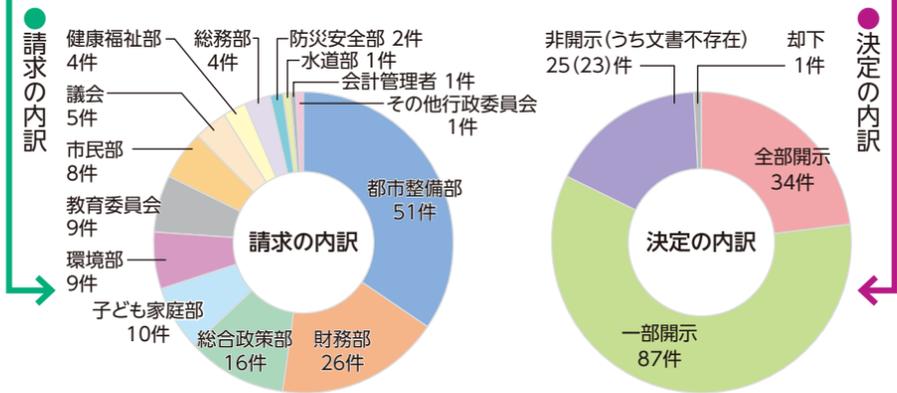
開示が認められない理由に納得できないとき

開示が認められない理由を示した文書を受け取った日の翌日から3カ月以内に審査請求ができます

情報公開・個人情報保護審査会で審議

平成29年度行政文書開示状況

実施機関	請求		決定内容(件)				審査請求
	件数	延べ人数	全部開示	一部開示	非開示(うち文書不存在)	却下	
市長部局	132	78	30	79	22(20)	1	5
教育委員会	9	4	4	3	2(2)	0	0
その他行政委員会	1	1	0	1	0(0)	0	0
議会	5	4	0	4	1(1)	0	0
計	147	87	34	87	25(23)	1	5



◆開示請求された行政文書の例

29年度は、道の「協定書」、市が契約した保険の「証券」、宅地開発等指導要綱による「事業計画承認審査願」、建設リサイクル法による「届出書」、まちづくり条例による開発基本計画に係る文書、公民連携(PPP)に関する文書などを請求により開示しています。

◆一部開示および非開示とした例

開示請求された行政文書の中に、個人名などの「個人を識別できる情報」、法人印などの「法人などの地位が損なわれる情報」、そのほかに「市の審議、検討又は協議に関する情報」、「行政運営に支障をおよぼす情報」、「任意に提供した情報」などが含まれる場合は、その部分を非開示として一部開示をしています。29年度に全部を非開示として決定したものは、個人情報、審議検討情報、任意提供情報を理由とした2件と、そのほかは文書不存在によるものでした。